鳥取県松くい虫駆除事業仕様書

第１　共通

１　適用範囲

（１）この仕様書は、鳥取県松くい虫駆除事業委託事務取扱要領（平成 16 年８月 31 日付森保第 279 号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて鳥取県が実施する松くい虫駆除事業（以下「事業」という。）の委託に適用する。

（２）委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、「鳥取県森林整備事業等業務検査規程」（以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもと、設計図書及びこの仕様書によって施工しなければならない。

（３）この仕様書は、松くい虫駆除事業に関する一般的事項を示すものであり、個々の事業に対し特別必要な事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。

（４）特記仕様書、設計図書、又は共通仕様書の間に相違がある場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

（５）受託者は、信義に従って誠実に事業を履行し、監督員の指示がない限り事業を継続しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情で臨機の措置を行う場合は、この限りではない。

２　施工従事者

（１）事業に従事する者は、被害木処理に当たり必要な知識・技術を習得した者でなければならない。

（２）受託者は、施工前に作業従事者に対し、松くい虫駆除処理に必要なる知識・技術講習を実施し、また、新規参入者への講習も適時に行うものとする。

３　事業現場管理

（１）受託者は、常に事業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

（２）受託者は、事業の施工中、監督員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす等の施工方法の採用をしてはならない。

（３）受託者は、事業箇所及びその周辺にある地上若しくは地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

（４）受託者は、薬剤及び油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。

（５）受託者は、事業現場に事業関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をする等十分な措置を講じなければならない。

（６）受託者は、事業現場には一般通行人が見やすい場所に事業名、事業期間、事業主体名、事業受託者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者名等を記入した事業標示板を設置しなければならない。

（７）受託者は、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の事故が発生した場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、すみやかに監督員に報告しなければならない。

（８）受託者は、施工に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。
　また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなけ

ればならない。

4　施工計画書

（1）受託者は事業着手前に、次の事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。ただし、監督員の承諾を得た事項については、省略することができる。

ア　現場組織表
イ　施工方法
ウ　計画工程表
エ　施工管理計画
オ　緊急時の体制
カ　安全管理
キ　環境対策
ク　その他

（2）受託者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、そのつど変更に関するものについて、変更計画書を提出しなければならない。

5　施工中の環境への配慮

受託者は、事業の施工に当たり、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督員が指示した場合には、措置を講じ、監督員の確認を受けなければならない。

6　官公庁への手続

（1）受託者は、事業の施行に当たり、必要な関係官公庁その他の機関に対する諸手続は、迅速に処理しなければならない。

（2）受託者は、関係官公庁その他の機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

7　諸法規の遵守

受託者は、事業の施工に当たり、関係法令及び事業に関する諸法規を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、受託者の負担と責任において行われなければならない。

8　安全管理

（1）受託者は、事業の施工に当たり、常に安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。

（2）受託者は、施工期間における災害を防止するため、事業箇所及びその周辺のパトロールを実施するとともに、事業関係者による安全教育・訓練等を１ヶ月に１回以上実施し、関係する資料を整備するものとする。また、新規参入者の教育も適時に行うものとする。

（3）受託者は、使用機械、車両等の点検整備を行い、管理するものとする。

（4）受託者は、事業の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督員に通報するとともに、事故の報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。

９　事業中の検査又は確認

（１）受託者は、事業施工中において、設計図書で指定した事項又は監督員があらかじめ指示した事項については、監督員の検査又は確認を受けなければ、後続の作業を進めてはならない。

（２）前１項の規定において、受託者は、監督員の検査及び確認に関する資料を整備しなければならない。

（３）受託者は、監督員が事業の進捗状況の報告を求めた場合はただちに監督員に報告しなければならない。

（４）受託者は、委託事業量の９割の進捗率に達した場合は、前項の規定にかかわらず、監督員に報告しなければならない。

（５）監督員が未処理の被害量の報告を求めた場合は、ただちに監督員に報告しなければならない。

１０　事業検査

（１）検査に当たっては、専門技術者その他立会いを求められた事業関係者が、必ず立ち会って検査を行わなければならない。

（２）受託者は、検査のために必要な資料及びその他の措置について、検査職員の指示に従わなければならない。

１１　後片付け

受託者は、事業の全部又は一部の完成に際し、施工地周辺を保全、後片付け及び清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、事業検査に必要なものは監督員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去するものとする。

第２　特別伐倒駆除

１　伐倒措置

（１）被害木（マツノマダラカミキリが付着しているマツ）の伐倒は、周辺の健全木等に傷害を与えないように行うこととし、地際から１０センチメートル（以下「ｃｍ」という。）の高さ（最大許容値プラス３ｃｍ）で行う。

（２）葉色が赤色となっているマツに隣接した葉色に変化の見られるマツにあっては、必ず樹皮を剥皮して、ヤニの吹き出しにより、被害木であるか否かを判断し、伐倒措置を行うこと。

（３）被害木は景観及び安全上、急を有するものから速やかに伐倒措置し、その他監督員の指示に従って計画的に措置するものとする。

（４）~~伐倒した伐採木は、移動式チッパーで安全に破砕が行える若しくは確実に炭化が行える程度の長さに玉切り、枝払いを行うこと。~~

なお、利用促進としてチップ工場へ搬出するものは、末口６㎝以上、長さ２メートル（ｍ）程度（上下限２割）に採材すること。

２　破砕措置

全木破砕においては被害木の幹材部及び枝条部、枝条破砕~~においては~~搬出されない末木枝条について、周辺環境に配慮しつつ、~~移動式チッパー~~により破砕後の木片の厚さが１５ミリメートル（以下「~~ｍｍ~~」という。）以下となるように破砕し、林内に１０ｃｍ以下の厚さ~~になる~~よう均一に散布すること。

~~なお、破砕~~漏れが無いよう、十分伐採現場を精査すること。

３　焼却措置

（１）全木焼却においては被害木の幹材部及び枝条部、枝条焼却においては搬出されない末木枝条について、消防署等関係機関に届出の上、周辺環境に配慮しつつ、確実に炭化させ、駆除対象害虫を殺虫することを第一義として焼却しなければならない。

なお、焼却漏れが無いよう、十分伐採現場を精査すること。

（２）焼却措置の実施に際しては、鎮火を確認のうえ現場を離れる等山火事防止に万全の措置をとること。

４　被害木の利用促進

（１）被害木をチップ工場等（再資源化施設を含む）へ搬出する場合、原則として、県内のチップ工場等とし、破砕後の木片の厚さが６ｍｍ（木材チッパーにより破砕する場合にあっては、１５ｍｍ。）以下となるように破砕することのできる工場等でなければならない。

　なお、搬出の際は、事前に売買契約等を締結するものとし、チップ工場等が発行する販売伝票等（金額が明記されたものに限る）を事業完成期限の１０日前までに監督員に提出し、令和６年５月２５日までに破砕を完了することを条件としなければならない。

（２）チップ工場等へ搬入する際は、積み荷を特定できるよう荷番号をスプレー等で明示すること。

（３）チップ工場等に伐採木を搬入した場合、チップ工場等が発行する搬入伝票に売買契約名及び搬入荷番号を明記し、その都度（搬入伝票毎）搬入先工場担当者の検印を受けて、管理資料として整理すること。

（４）受託者は、チップ工場等への搬入時期を調整し、令和６年５月２５日までに破砕を完了すること。

５　駆除済みの証

受託者は、駆除措置が終了した被害木の伐根に一連番号をナンバーテープ等を使用して明示すること。

６　駆除野帳

（１）受託者は、前項で明示した番号順に所在地、根元直径、幹材積、全木材積等を別紙様式１に記載し、提出すること。

（２）幹材積については、駆除立木の伐倒直前又は直後に根元直径を計測し、別紙「鳥取県マツ根株材積表」によるものとし、全木材積（駆除材積）は、幹材積の１．２倍とする。

（３）根元直径は、地際から１０ｃｍの高さの最小径を計測し、表皮を含むものとする。

７　写真記録

次の事項について撮影し、管理資料を作成すること。

なお、デジタル写真による撮影、管理の場合は、原則として画像編集したものは認めない。

（１）伐倒措置

ア　施工箇所の全景、及び枯損状況の代表部分を適宜撮影すること。

イ　伐採木の根元直径について、伐採木本数全体の５％以上（最大５０本）を特定の直径階に偏らないよう撮影すること。

ウ　玉切り、枝払い、集積状況について、適宜、撮影すること。

エ　１の（２）の葉色の変化したマツを駆除する場合は、当該木のヤニの吹き出し状況を撮影しておくこと。

（２）破砕又は焼却措置

伐採木本数全体について、適宜、破砕又は焼却日時、被害木番号を黒板に記載し、その黒板とともに破砕又は焼却状況を撮影し、管理資料を作成すること。

（３）その他

その他監督員が指示する状況等を撮影し管理資料を作成すること。

８　事業費

当該作業完了後、次のとおり事業費を変更するものとする。

（１）伐倒、枝払い、玉切り及び薬剤散布費

伐倒したマツの根元直径に応じて変更

（２）集材費

伐倒したマツの根元直径及び集材距離に応じて変更

（３）運搬費

搬出先のチップ工場等が発行する伝票の重量に応じて変更

９　その他

使用した高所作業車、ラフテレーンクレーン等の使用状況が確認できる書類を取りまとめること。

別紙

鳥取県マツ根株材積表

根元直径	幹材積		根元直径	幹材積
(cm)	(m3)		(cm)	(m3)
4	0.002		38	0.661
6	0.005		40	0.757
8	0.011		42	0.861
10	0.020		44	0.973
12	0.032		46	1.094
14	0.048		48	1.120
16	0.068		50	1.216
18	0.092		52	1.315
20	0.122		54	1.419
22	0.157		56	1.526
24	0.197		58	1.637
26	0.243		60	1.752
28	0.296		62	1.871
30	0.355		64	1.994
32	0.420		66	2.121
34	0.493		68	2.252
36	0.573		※70cm以上は、毎木材積調査を行う。	

（根元直径の測定方法）

1　根元直径の計測は、２cm 括約とする。
　　例）20.0cm の場合、19.0cm 以上 21.0cm 未満の範囲。

2　根元直径は地際から１０cm の高さの最小径（表皮を含む）とする。

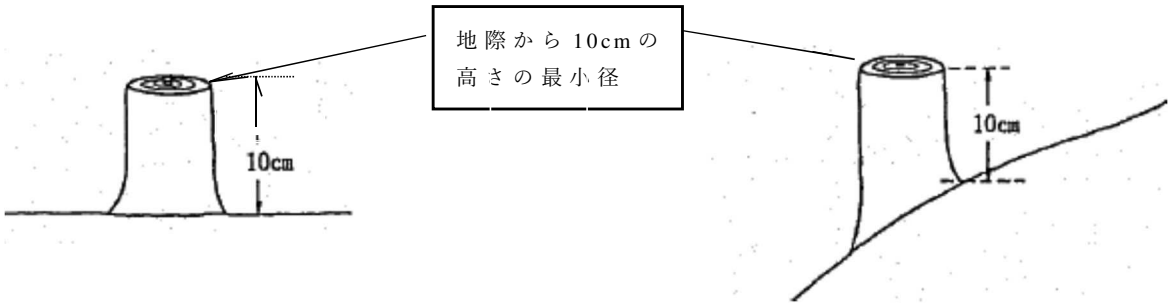

別紙様式　1

駆　除　野　帳

Ｎｏ．

施行主体		事　業　名	
年 月 日	年　月　日	作業責任者	
駆除場所			

テープ色及び番号	根元直径 (cm)	幹材積 (m3)	全木材積 (m3)	テープ色及び番号	根元直径 (cm)	幹材積 (m3)	全木材積 (m3)	備　考
				計				

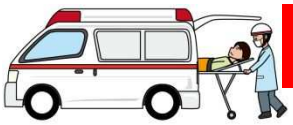

とっとり森林緊急通報カード

現場名：（北栄町田井地区松くい虫特別伐倒駆除）

現場から　１１９	**衛星電話の場合** 119 通報不可 右記番号へ	東部消防局　0857-23-0119 中部消防局　0858-29-5124 西部消防局　0859-35-1960

携帯電話の通信は可能ですか？	はい　・　いいえ
「いいえ」の場合、携帯電話が通信可能な場所 （**作業開始前に記入**）	

＜現場の位置＞・・・可能なら現場位置の緯度・経度を GPS 等で測定し通報。ヘリ救助の必要性は消防が判断。

現場の位置※ （測地系　WGS84）	緯度	経度

※携帯電話は必ずＧＰＳを「ＯＮ」の状態で１１９番通報する。
※通報場所が被災者の位置と離れている場合は、通報場所から被災場所までの距離や方角を必ず伝えること。

＜救急車と案内人の合流場所＞・・・**作業開始前に記入**。合流場所は「ゼンリン住宅地図」があれば記載する。
合流場所の住所地がわかれば詳細に住所地を記載する。

ゼンリン住宅地図の名称	頁	合流場所の説明
2018 北栄町 2018 北栄町	P13 P14・15	作業場所により下記から選択し案内人を送る ・ローソン鳥取大栄店駐車場 ・北条オートキャンプ場駐車場

（救急車は砂利悪路で走行不可なので、被災現場付近の未舗装道路は現場の軽トラック等に乗り換える必要有り。）

＜被災者の情報＞・・・・・・・・・・被災場所で携帯電話が通信できない場合のみ記入して、通信可能場所へ向かう。
氏名：（　鳥取太郎　）**被災現場で携帯電話が通信可能なら記入せず、速やかに１１９通報**する。

年齢・性別	（　　）歳・男　女　血液型（A　）	被災部位	手・足・頭・その他（　　）
容態・状態	重機が横転し、機械と地面の間に足が挟まれて動けない		
意識	ある　・　ない	出血	多　・　少　（　　）
呼吸	ある　・　ない	顔色	普通　・　白い　・　赤い
骨折	ある　・　ない　・　不明	服の色	オレンジ

ハチアレルギーの有無（　　）

＜応急処置＞・・・被災者を安全な場所へ移し応急処置を行う！可能なら合流場所へ向けて搬送する！

〇まずは・・・我が身の安全確保！！

〇話しかけて意識がないときは、痛覚を刺激する。意識がないときは１１９番通報する。

心肺蘇生法

反応の確認

↓

救急車の要請
１１９番通報

↓

呼吸の確認

↓

胸骨圧迫
★強く（約５cmの深さで３０回）
★速く（100～120 回/分）
★絶え間なく

↓ ↑

人工呼吸（２回）

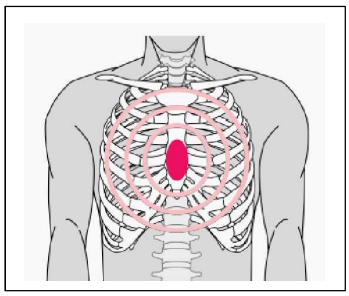

圧迫位置

〇出血があったときには・・・清潔な止血帯・三角巾・タオル等を使用し止血する。

直接圧迫止血法

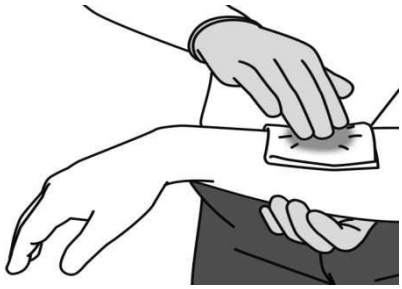

（手袋使用時）

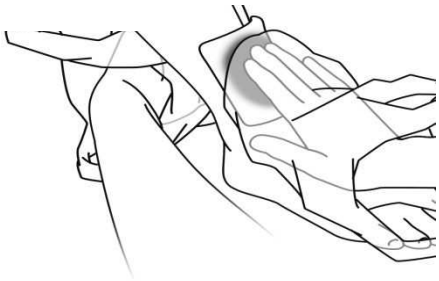

（ビニール袋使用時）

H28. 10. 13 改訂版

中部地区松くい虫特別伐倒駆除業務特記仕様書

本業務は鳥取県松くい虫駆除事業仕様書（以下「共通仕様書」という。）とともに、特記仕様書によるものとし、特記仕様書は、共通仕様書に優先する。

第１　業務内容
　　特別伐倒駆除　駆除数量　８４．０００㎥

第２　完成期限
　　令和６年６月１４日

第３　特別伐倒駆除業務
１　実施区域は別添図面のとおりであるが、詳細は現地において現場代理人が監督員とともに確認すること。
２　マツノマダラカミキリは、直径２㎝程度の太さの枝または幹にも生育が可能であり、地際部の太い部位よりも、枝や幹の上部のほうで幼虫の密度が高いことから、枝や細い木を放置せず、これらの部位から優先的に駆除するように努めること。
３　駆除対象被害木は今年度に発生した松くい虫被害木とするが、必要に応じ不良木、不用木等の除去を指示することがある。
４　本業務の設計駆除数量及び、伐倒・枝払・玉切ほか作業歩掛の根拠とした駆除対象木の根元直径は見込み値であり、駆除野帳（共通仕様書別紙様式１）に基づく駆除実績に応じて変更するものである。
５　実績量が駆除数量（計画）を上回ると見込まれる場合は、伐倒数量が契約数量の９割程度となった時点で、受託者は協議書を提出すること。
６　チップ工場等へ搬入する際は、積み荷を特定できるよう黒板等に業務名等を記載し、積込み状況を適宜撮影し、管理資料を作成すること。
７　本業務で搬出する幹部分については、駆除木の搬出前にチップ工場等と販売契約等を締結し、その販売代金を受領すること。
また、本業務により搬出された松くい虫被害木と特定できるよう、伝票に業務名等を記載するとともに、搬出実績について、一覧表に取りまとめ、事業完了時に提出すること。
　なお、本設計における幹部分の搬出先は、鳥取県中部森林組合三朝支所（東伯郡三朝町森）を見込んでいる。
８　チップ原料としての販売収入は、実際の販売額を事業費に充当することとする。よって、チップ工場等が発行する販売伝票等（金額が明記されたものに限る）を事業完成期限の１０日前までに監督員に提出すること。
９　枝条部分については、再資源化施設へ搬入すること。なお、本設計における枝条部分の搬出先は、株式会社クラエー（倉吉市鴨川町）を見込んでいる。
１０　被害木を伐採する際は地際から１０ｃｍ以内になるように伐採する。（最大許容値プラス３ｃｍ）根元直径は、根株の最小径を計測し、表皮を含むものとする。
１１　チェンソーオイルは、森林環境に配慮した生分解性の植物油を使用すること。
１２　労働災害が発生した場合の対応として、迅速・的確な通報と救援のために「とっとり

森林緊急通報カード」を作成し、現地スタッフ全員がカード情報を共有すること。

１３　伐倒・枝払・玉切、木寄・集材、チップ工場及び再資源化施設への搬入・破砕作業は令和６年５月２５日までに完了すること。

第４　施工

１　被害木の伐採及びその実施箇所は、監督員が現場代理人に指示する。また、現場代理人は伐採が完了した後、速やかに監督員の実行確認を受けること。

２　上記１にかかわらず、景観及び安全上等の理由により、急を要する被害木の伐倒を監督員が指示した場合、速やかに伐倒を行うものとする。

３　施工における実行確認について、以下の項目、数量について監督員による実行確認を受けるものとする。

（１）根元直径（総本数の５％以上（最大３０本））

（２）搬出状況（1 回以上）

~~（３）枝条破砕状況（1 回以上）~~

~~（４）破砕後の木片の厚さ及び敷厚（１か所以上）~~

４　駆除野帳（「鳥取県松くい虫駆除事業仕様書」第２の６の（１）別紙様式１）は伐倒補助器具使用の有無ごとに分けて作成し、事業完了時には、集計作業が可能な電子データで提出すること。

なお、駆除野帳には駆除場所を大字名まで記載し、材積は少数第４位を四捨五入して３位止めとする。

５　検査状況について、書類検査及び現地検査で各１枚以上を写真撮影し、管理すること。

第５　部分払い

当業務については、業務の進捗状況により事業費の部分払いを求めることができる。

第６　連絡打合せ等

１　契約書第２条第３項に規定する協議は事前に行うこととする。なお、やむを得ない緊急の事情がある場合には、電話等での協議を行うことができる。原則、事後の協議は認めない。

２　現場代理人は監督員と常に意思疎通を図り、疑問点及び設計図書と現地状況の不整合等については充分な連絡打合せを行い、手戻りが生じないようにすること。

３　特に必要無いと監督員が認めた場合を除き、監督時には現場代理人が立ち会うこと。

４　受託者は、監督員から業務の進捗状況の報告を求められた場合は、ただちに監督員に報告すること。

５　地元関係者と十分連絡調整し、トラブル防止に努めること。

６　北条オートキャンプ場管理者、道の駅北条公園造成工事関係者、山陰道北条道路工事関係者と車両の通行等について十分連絡調整を行い、トラブル防止に努めること。

第７　その他

県は、松くい虫被害木の駆除作業の効率化・コスト低減を目的として、マツノマダラカミキリの寄生が多いとされる幹の細い部位を優先的に処理する等の駆除手法を検討することとしており、当該事業地内において、現地検討会等を実施する場合には協力すること。

東伯郡北栄町田井ほか

令和５年度

北栄町田井地区松くい虫特別伐倒駆除業務
設計書

審査者職氏名	課長補佐　　下田　直輝	
設計者職氏名	農林技師　　宮本　和則	

1　事業費総括表

工　種	種　　別	数量	単位	金　　額（円）	備　　考
松くい虫駆除	特別伐倒駆除（枝条破砕）	84.000	m3		事業費明細表
	チップ販売収入	42.000	t		
	計				
計					千円未満切捨て
消費税相当額		10.00	%		
合計		84.000	m3		

２　事業費明細表

No.1　　北栄町

種　　別	数量	単位	単価（円）	金　額（円）	単価内訳表番号	備　　考
伐倒・枝払・玉切	64.000	m3			No. 1	根元直径=34-50cm、傾斜0～15度未満 別紙１による
伐倒・枝払・玉切(伐倒補助器具使用)	20.000	m3			No. 10	根元直径=34-50cm、傾斜0～15度未満 別紙１による
木寄・集材費	84.000	m3			No. 4	根元直径=32cm以上、運搬距離200m未満 別紙２による
駆除材積込み(機械積込み) 輸送トラック等への積込み	84.000	m3			No. 6	別紙３による 幹材積:(84m3)×0.122/0.146
チップ用材運搬費	15	台			No. 8	幹材積:(84m3)×0.122/0.146 (70.192m3)/5m3(台)
枝条部運搬費	3	台			No. 13	枝条部材積:84m3－70.192m3 (13.808m3)/5m3(台)
枝条部処分費	6.904	t			No. 11	
高所作業車使用	7.00	日			No. 12	作業床高18～18.5m
ラフテレーンクレーン使用	7.00	日			No. 14	ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ10t吊
特別伐倒駆除 (枝条破砕)	84.000	m3				—

２　事業費明細表

No.2　　北栄町

種　　別	数量	単位	単価（円）	金　額（円）	単価内訳表番号	備　　考
特別伐倒駆除 （枝条破砕） 計	84.000	m3				—
直接工事費計				（　　）		（）内の金額は円単位で集計 千円止め
共通仮設費	5.40	%				森林整備保全事業設計積算要領 枝条部処分費のうち、直接工事費の3%を超える額は共通仮設費対象額としない 千円止め(森林整備B)
純工事費						
現場管理費	42.63	%				森林整備保全事業設計積算要領 現場管理費対象額は(共通仮設費対象額＋共通仮設費) 千円止め
工事原価						
一般管理費	23.57	%				一般管理費対象額は(現場管理費対象額＋現場管理費) 千円止め
工事価格						
チップ販売収入	42.000	t			No. 9	
計	84.000	m3		（　　）		（）内の金額は円単位で集計 千円止め

※金額は円未満四捨五入

単　価　表

No. 1　伐倒・枝払・玉切　根本直径　34-50　cm　駆除材積10m3当たり

名　称	種　別	形状・寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
特殊作業員			1.05	人	円	円	傾斜 0～15度未満、別紙1 単価一覧表
普通作業員			1.05	人			傾斜 0～15度未満、別紙1 単価一覧表
ﾁｪﾝｿｰ	排気量60cc	標準鋸長500mm	2.10	日			単価表No. 2
			10	m3			
			1	m3			

単　価　表

No. 2　チェーンソー運転　1日当たり

名　称	種　別	形状・寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
ﾁｪﾝｿｰ損料	排気量60cc	標準鋸長500mm	1.00	日	円	円	R5年度松くい虫等防除事業 実施単価(秋期)損料算定表
燃料	混合油	50:1	0.90	ℓ			単価表No. 3
潤滑油	ﾁｪｰﾝｵｲﾙ	生分解性	0.50	ℓ			単価一覧表
計							

単　価　表

No. 3　混合油燃料費　混合油51ﾘｯﾄﾙ当たり

名　称	種　別	形状・寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
混合油燃料	ガソリン	レギュラー	50	ℓ	円	円	単価一覧表
	2ｻｲｸﾙｵｲﾙ		1	ℓ			単価一覧表
計			51	ℓ			
		混合油	1	ℓ			

単　価　表

No. 4　木寄・集材（平均根元直径32cm以上 運搬距離200m未満）　10m3当たり

名　称	種　別	形状・寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
運転手（特殊）			0.32	人	円	円	別紙2 単価一覧表
普通作業員			0.65	人			別紙2 単価一覧表
フォワーダ	6t積クラス	ローダ付	1.60	h			単価表No. 5
			10	m3			
			1	m3			

※金額は円未満四捨五入

単　価　表

No. 5　フォワーダ運転　1h当たり

名称	種別	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
機械損料	6tクラス	ローダ付	1.00	h	円	円	R5年度松くい虫等防除事業実施単価(秋期)損料算定表
燃料	軽油		19.00	ℓ			単価一覧表
			1	h			

単　価　表

No. 6　駆除材積込み（機械積込）　10m3当たり

名称	種別	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
普通作業員			0.25	人	円	円	単価一覧表
バックホウ	0.45クラス		1.79	h			単価表No. 7
掴み装置			1.79	h			R5年度松くい虫等防除事業実施単価(秋期)損料算定表
			10	m3			
			1	m3			

単　価　表

No. 7　バックホウ運転　0.45 ｸﾗｽ　1h当たり

名称	種別	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
運転手（特殊）			0.16	人	円	円	単価一覧表
機械損料	0.45ｸﾗｽ		1.00	h			R5年度松くい虫等防除事業実施単価(秋期)損料算定表
燃料	軽油		9.20	ℓ			単価一覧表
			1	h			

単　価　表

No. 8　チップ用材運搬費　1台当たり

名称	種別	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
トラック運賃	4tトラック		1	台	円	円	20kmまで 北栄町→三朝町 単価一覧表
			1	台			

単　価　表

No. 9　チップ原料引取料　1t当たり

名　称	種　別	形状・寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
引 取 料	税抜き		1	t	円	円	単価一覧表

単　価　表

No. 10　伐倒・枝払・玉切(伐倒補助器具使用)　根本直径　34-50cm　駆除材積10m3当たり

名　称	種　別	形状・寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
特殊作業員			1.58	人	円	円	傾斜 0～15度未満 見積
普通作業員			1.58	人			傾斜 0～15度未満 見積
ﾁｪﾝｿｰ	排気量60cc	標準鋸長500mm	3.16	日			単価表No. 2
			10	m3			
			1	m3			

単　価　表

No. 11　枝条部処分費　駆除量1t当たり

名　称	種　別	形状・寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
処 分 料	税抜き		1	t	円	円	単価一覧表
			1	t			

単　価　表

No. 12　高所作業車使用　1日当たり

名　称	種　別	形状・寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
燃料	軽油		21.6	ℓ	円	円	年間運転時間/年間運転日数 =500/100=5h 5h×4.31ℓ/h、単価一覧表
運転手(特殊)			0.63	人			年間運転時間/年間運転日数 =500/100=5h 1人×5/8h
高所作業車賃料	トラック架装	作業床高 18～18.5m	1.4	供用日			単価一覧表
			1	日			

単　価　表

No. 13　　枝条部運搬費　　1台当たり

名　称	種　別	形状・寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
トラック運賃	4tトラック		1	台	円	円	10kmまで 北栄町→倉吉市 単価一覧表
			1	台			

単　価　表

No. 14　　ラフテレーンクレーン使用　　1日当たり

名　称	種　別	形状・寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
燃料	軽油		66.0	ℓ	円	円	年間運転時間/年間運転日数=720/120=6h 6h×11ℓ/h、単価一覧表
運転手（特殊）			0.75	人			年間運転時間/年間運転日数=720/120=6h 1人×6/8h
ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ賃料	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型	10t吊排ｶﾞｽ 2次 低音	1.6	供用日			単価一覧表
			1	日			

単価一覧表

名　　称	種　　別	形状・寸法	数量	単　位	単　　価	金　　額	備　　考
労務費	特殊作業員	－	1	人・日			R6年3月10日以降　土木工事実施設計単価表
	普通作業員	－	1	人・日			R6年3月10日以降　土木工事実施設計単価表
	運転手（特殊）	－	1	人・日			R6年3月10日以降　土木工事実施設計単価表
運搬費	ﾄﾗｯｸ(2ﾄﾝ)	10kmまで	1	台			R5年度松くい虫等防除事業実施単価（秋期）
	ﾄﾗｯｸ(2ﾄﾝ)	20kmまで	1	台			R5年度松くい虫等防除事業実施単価（秋期）
	ﾄﾗｯｸ(4ﾄﾝ)	10kmまで	1	台			R5年度松くい虫等防除事業実施単価（秋期）
	ﾄﾗｯｸ(4ﾄﾝ)	20kmまで	1	台			R5年度松くい虫等防除事業実施単価（秋期）
	ﾄﾗｯｸ(4ﾄﾝ)	30kmまで	1	台			R5年度松くい虫等防除事業実施単価（秋期）
燃料費	ガソリン	レギュラー	1	リットル			建設物価(2024年3月号)
	軽油	パトロール給油	1	リットル			建設物価(2024年3月号)
	2ｻｲｸﾙｵｲﾙ		1	リットル			建設物価(2024年3月号)
	潤滑油(ﾁｪｰﾝｵｲﾙ)	生分解性	1	リットル			R5年度松くい虫等防除事業実施単価（秋期）
機械賃料	移動式チッパー	20kw	1	日			R5年度松くい虫等防除事業実施単価（秋期）
	高所作業車	ﾊﾞｹｯﾄ,ﾌﾞｰﾑ型 作業床高 18～18.5m	1	日			R6年3月10日以降　土木工事実施設計単価表
	ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ(油圧式)	10t吊	1	日			R6年3月10日以降　土木工事実施設計単価表
松くい虫被害材(枝条部)の処分価格			1	トン			R6年3月10日以降　土木工事実施設計単価表
松くい虫被害材のチップ工場引取価格			1	トン			R5年度松くい虫等防除事業実施単価（秋期）

別紙1　伐倒駆除「伐倒・枝払・玉切」数量表

（単位：人/駆除材積m3）

根元直径（cm）	種別	数量
18以下	特殊作業員	0.345
	普通作業員	0.345
20	特殊作業員	0.280
	普通作業員	0.280
22	特殊作業員	0.230
	普通作業員	0.230
24	特殊作業員	0.180
	普通作業員	0.180
26	特殊作業員	0.155
	普通作業員	0.155
28	特殊作業員	0.140
	普通作業員	0.140
30	特殊作業員	0.130
	普通作業員	0.130
32	特殊作業員	0.115
	普通作業員	0.115
34以上	特殊作業員	0.105
	普通作業員	0.105
備考		

別紙2　特別伐倒駆除「集材」数量表

（単位：人/10m3）

根元直径(cm)	種別	集材距離(m)					
		200未満	200以上400未満	400以上600未満	600以上800未満	800以上1,000未満	1,000以上
12未満	運転手(特殊)	0.520	0.550	0.580	0.610	0.650	0.670
	普通作業員	1.040	1.110	1.170	1.230	1.290	1.340
12以上18未満	運転手(特殊)	0.480	0.510	0.540	0.570	0.600	0.620
	普通作業員	0.970	1.030	1.090	1.140	1.200	1.250
18以上24未満	運転手(特殊)	0.430	0.450	0.480	0.500	0.530	0.550
	普通作業員	0.850	0.910	0.950	1.010	1.060	1.090
24以上32未満	運転手(特殊)	0.370	0.390	0.420	0.440	0.460	0.480
	普通作業員	0.750	0.790	0.830	0.880	0.930	0.960
32以上	運転手(特殊)	0.320	0.340	0.360	0.380	0.400	0.420
	普通作業員	0.650	0.690	0.730	0.770	0.810	0.830

※集材距離は、作業地の中心地点からトラックへの積み込み地点又は山土場までの距離とする。

別紙3　駆除材積表

平均根元直径 (cm)	幹材積 (m3)	枝条部等材積 (m3)	駆除材積 (m3)
4	0.002	0.000	0.002
6	0.005	0.001	0.006
8	0.011	0.002	0.013
10	0.020	0.004	0.024
12	0.032	0.006	0.038
14	0.048	0.010	0.058
16	0.068	0.014	0.082
18	0.092	0.018	0.110
20	0.122	0.024	0.146
22	0.157	0.031	0.188
24	0.197	0.039	0.236
26	0.243	0.049	0.292
28	0.296	0.059	0.355
30	0.355	0.071	0.426
32	0.420	0.084	0.504
34	0.493	0.099	0.592
36	0.573	0.115	0.688
38	0.661	0.132	0.793
40	0.757	0.151	0.908
42	0.861	0.172	1.033
44	0.973	0.195	1.168
46	1.094	0.219	1.313
48	1.120	0.224	1.344
50	1.216	0.243	1.459
52	1.315	0.263	1.578
54	1.419	0.284	1.703
56	1.526	0.305	1.831
58	1.637	0.327	1.964
60	1.752	0.350	2.102
62	1.871	0.374	2.245
64	1.994	0.399	2.393
66	2.121	0.424	2.545
68	2.252	0.450	2.702